

証券コード 8185
2023年5月10日

(電子提供措置の開始日 2023年5月2日)

株 主 各 位

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

株式会社 **チヨダ**

代表取締役社長 町 野 雅 俊

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第76回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト

https://www.chiyodagr.co.jp/ir/meeting_materials.html

上記のウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。

●東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「チヨダ」又は「コード」に「8185」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて書面又はインターネット等にて議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2023年5月24日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ14階 クレセントルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第76期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

 - 第 1 号 議 案 剰余金処分の件
 - 第 2 号 議 案 取締役9名選任の件

以 上

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

総会時点の感染状況によってはマスク着用をお願いする場合がありますので、必ずマスクをご持参ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。
当日ご出席の場合は、郵送
(議決権行使書)またはイン
ターネットによる議決権
行使のお手続きはいずれも
不要です。

日 時

2023年5月25日(木曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
のうえ、切手を貼らずにご
投函ください。議決権行使
書面において、議案に賛否
の表示がない場合は、賛成
の意思表示をされたもの
として取り扱わせていた
だきます。

行使期限

2023年5月24日(水曜日)
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、
議案に対する賛否をご入力
ください。

行使期限

2023年5月24日(水曜日)
午後6時30分ご入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 印中

XXXXXXXX 年 XX月 XX日

〇〇〇〇〇〇〇

1. 2. 3. 4. 切取部

スマートフォン用
議決権行使
書用紙
ダウンロード
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 2 回目以降も QR コードよりログイン可能です。

<ご注意事項>

- ・インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

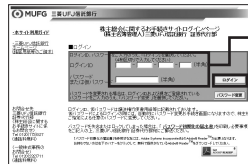
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

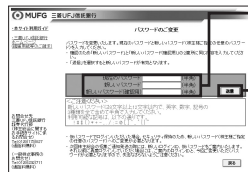
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による行動制限の緩和に伴い、緩やかな景気回復の兆しが見られました。しかしながら、原材料やエネルギー価格の高騰、円安の進行、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染再拡大への警戒感に加え、物価上昇による消費マインドの低下懸念もあり、先行き不透明な状況は継続しております。当社グループが属する靴・衣料品小売業界も、外出自粛緩和による客足の戻りはあるものの、コロナ前の水準には戻っておらず、引き続き大変厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、お客様と従業員の安心・安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、新たな機能性商品の提供や、販売促進活動の強化により売上の回復を図ってまいりました。

また、不採算店舗の閉店に加え、人事効率の改善など、経費の削減にも取り組んでまいりましたが、それ以上に、仕入価格や光熱費等の上昇が経営に影響を及ぼしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高92,119百万円（前年同期比3.9%増）、営業損失2,234百万円（前年同期は営業損失4,387百万円）、経常損失1,942百万円（前年同期は経常損失3,822百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失2,602百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失3,980百万円）となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりであります。

<靴事業>

靴事業におきましては、靴専門店としてのサービス向上と商品提案力の強化をテーマとして、重点商品の販売強化や在庫鮮度の改善に取り組み、また、環境変化に対応すべく、デジタルマーケティングやEC事業の拡大を推進してまいりました。

商品面では、行動制限の緩和に伴う経済活動の再開により、仕事や旅行、イベントなどで使用されるビジネスシューズ、カジュアルシューズの売上が伸び

ました。特に、主力プライベートブランド「セダークレスト」の立ったまま手を使わずに履ける「スパットシューズ」や、透湿防水機能を搭載した「ユーティリティスニーカー」、靴の甲革部分にストレッチ素材を使用した幅広い「ストレッチビジネスシューズ」など、消費者の利便性を考慮した機能性商品を多く揃えました。また、プライベートブランド「ハイドロテック」からは、ペットボトルのリサイクル素材を部分的に使用した「アクティブライト ウォーキングシューズ」を販売するなど、環境に配慮した商品の品揃えも拡充しました。

販売促進では、昨年3月の自社ECサイト大幅リニューアルに伴う大規模なWEB広告、加えて9月からは自社ECサイトで購入した商品の店舗受け取りを開始、12月からは店舗アプリによるデジタル会員証・自社ポイントサービスを開始するなど、デジタル事業改革の推進を行ってまいりました。また、キャッシュレス決済の利用によるポイント還元キャンペーンや、利用可能なキャッシュレス決済の種類を拡大するなど、新たな需要の喚起や利便性の向上に努めました。一方で、従来型の紙媒体によるチラシ広告は引き続き抑制し、広告宣伝の費用対効果の改善に取り組みました。

出退店につきましては、11店舗を出店し、不採算店を中心に44店舗を閉店して、当連結会計年度末の店舗数は921店舗（前連結会計年度末比33店舗減）となりました。

経費につきましては、光熱費の上昇や、キャッシュレス決済の増加に伴い販売手数料は増大しましたが、人事効率の改善や管理費の抑制を行い、販売費及び一般管理費は前年同期比0.5%の微減となりました。

以上の結果、靴事業の売上高は73,676百万円（前年同期比4.5%増）、営業損失は1,516百万円（前年同期は営業損失3,317百万円）となりました。

<衣料品事業>

衣料品事業におきましては、「暮らしに役立つ商品と企業活動を通じて地域社会に貢献します。」という企業理念のもと、お客様の生活やニーズの変化に対応するライフスタイルの提案を行ってまいりました。

商品面では、プライベートブランド「NAVY」を中心に着心地や機能性など、お客様からのご要望の声を集めて商品に反映させた高機能アウターや、抗菌防臭、静電気抑制、ストレッチなどの機能性を兼ね備えたニット、また、あったか素材を使用した「温℃」シリーズなど、消費者の利便性を考慮したお役立ちアイテムを主力商品として販売いたしました。

営業面では、社内向けデジタルツールを活用した動画配信を店舗に行うことで、商品知識、コンセプトなどを店舗スタッフと共有し、接客応対力向上や、

プライベートブランドを中心とした重点販売商品の提案力向上に努めました。またデジタルツールのアンケート機能を利用して、商品開発部門と店舗との双方向コミュニケーションを行うことにより、「暮らしに役立つ」情報の共有に努めました。

出退店につきましては、20店舗を出店し、25店舗を閉店したことで、当連結会計年度末の店舗数は320店舗（前年同期比5店舗減）となりました。

経費につきましては、一般管理費の抑制により、販売費及び一般管理費は前年同期比2.1%減となりました。

以上の結果、衣料品事業の売上高は18,443百万円（前年同期比1.6%増）、営業損失は726百万円（前年同期は営業損失1,078百万円）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)		当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
靴 事 業	70,496	79.5	73,676	80.0	104.5
衣 料 品 事 業	18,155	20.5	18,443	20.0	101.6
合 計	88,651	100.0	92,119	100.0	103.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、靴事業においてはシューブラザ東久留米前沢店をはじめ11店の新規の出店及びその他の店舗の内装等の改装に593百万円、自社ポイントアプリ開発をはじめ自社利用目的ソフトウェアの取得及び開発に707百万円、総額1,301百万円の投資を行いました。衣料品事業においては、マックハウスイオン都城店をはじめ20店の新規の出店及びその他の店舗の内装等の改装に総額220百万円の投資を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 73 期 (2020年2月期)	第 74 期 (2021年2月期)	第 75 期 (2022年2月期)	第 76 期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売 上 高 (百万円)	113,530	94,227	88,651	92,119
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△1,643	△5,002	△3,980	△2,602
1株当たり当期純損失(△) (円)	△46.15	△140.39	△112.16	△74.23
総 資 産 (百万円)	109,371	99,614	90,676	87,214
純 資 産 (百万円)	69,914	62,478	55,455	51,352
1株当たり純資産額 (円)	1,867.87	1,679.41	1,522.65	1,417.44

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ マックハウス	100百万円	60.7%	衣料品の小売
チヨダ物産(㈱)	80百万円	100.0%	靴の卸売

(4) 対処すべき課題

原材料やエネルギー価格の高騰、円安の進行、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染再拡大への警戒感に加え、物価上昇による消費マインドの低下など、当社グループ業績への影響が懸念され、先行き不透明な状況が続くものと思われます。また、テレワークの普及をはじめとしたアフターコロナに見られる社会活動の変容は、消費者の購買行動の変化へと繋がるため、今後、新たな対応が求められてきます。

こうした環境の変化に対応し、収益力を回復し、企業価値の向上を図るため、靴専門店としてのサービス向上と商品提案力の強化をテーマとして、引き続き機能性商品の発売強化や在庫鮮度の改善に取り組むとともに、店舗アプリによるデジタル会員証・自社ポイントサービスを更に強化することで、消費者の利便性向上に取り組んでまいります。また、実店舗以外の販売チャネル拡大のため、EC事業や法人事業に注力していくことで、新たなビジネス基盤の構築に取り組んでまいります。

衣料品事業では、お客様の声を積極的に商品企画に取り入れ、暮らしに役立つ快適な機能や着心地にこだわった商品の品揃えを拡充していくと同時に、商品企画からプロモーション、店舗での販売方法までの連携を更に強化することで、売上と利益の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは、当社及び子会社2社の合計3社より構成されており、事業内容は、靴、衣料品等の小売及び卸売業を営んでおります。

セグメント	会社名	主な事業内容
靴事業	(株)チヨダ	靴の小売
衣料品事業	(株)マックハウス	衣料品の小売
靴事業	チヨダ物産(株)	靴の卸売

(6) 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

① 当社の主要な事業所

本社及び関東地区本部 東京都杉並区
関西地区本部 大阪府大阪市中央区
中部地区本部 愛知県名古屋市名東区
九州地区本部 福岡県福岡市博多区
東北・北海道地区本部 宮城県仙台市太白区

② 子会社の事業所

(株)マックハウス 東京都杉並区
チヨダ物産(株) 東京都杉並区

③ 営業店舗

地区	都道府県名	靴事業	衣料品事業	計
		店	店	店
北海道	北海道	47	16	63
東北	青森県	18	4	22
	岩手県	16	8	24
	宮城県	25	8	33
	秋田県	12	6	18
	山形県	17	7	24
	福島県	28	7	35

地区	都道府県名	靴事業	衣料品事業	計
関東	茨城県	25	8	33
	栃木県	17	3	20
	群馬県	13	7	20
	埼玉県	69	18	87
	千葉県	53	15	68
	東京都	90	13	103
	神奈川県	61	8	69
中部	新潟県	6	5	11
	富山県	5	2	7
	石川県	6	1	7
	福井県	6	0	6
	山梨県	21	3	24
	長野県	16	7	23
	岐阜県	11	7	18
	静岡県	36	8	44
	愛知県	53	21	74
近畿	三重県	8	6	14
	滋賀県	8	2	10
	京都府	15	8	23
	大阪府	37	11	48
	兵庫県	24	21	45
	奈良県	5	3	8
	和歌山県	5	4	9
中国	鳥取県	0	0	0
	島根県	1	3	4
	岡山県	14	3	17
	広島県	14	6	20
	山口県	9	6	15

地 区	都 道 府 県 名	靴 事 業	衣 料 品 事 業	計
四 国	徳 島 県	4	2	6
	香 川 県	5	2	7
	愛 媛 県	7	5	12
	高 知 県	8	4	12
九 州	福 岡 県	26	8	34
	佐 賀 県	8	5	13
	長 崎 県	11	6	17
	熊 本 県	13	10	23
	大 分 県	11	6	17
	宮 崎 県	8	5	13
	鹿 児 島 県	13	5	18
沖 縄	沖 縄 県	16	7	23
合 計		921	320	1,241

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セ グ メ ン ト	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
靴 事 業	1,185名	46名減
衣 料 品 事 業	258名	1名増
全 社 (共 通)	76名	1名増
合 計	1,519名	44名減

- (注) 1. 従業員数には、地域限定社員（衣料品事業のみ）、出向社員及びパートタイマーは含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,230名	41名減	47.5歳	23.1年

(注) 従業員数には、出向社員及びパートタイマーは含まれておりません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 110,150,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 38,609,996株 |
| ③ 株主数 | 14,523名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持株数	持株比率
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	6,589千株	18.79%
舟橋 政男	3,145	8.97
株式会社中央商事	2,998	8.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,266	6.46
有限会社大知	1,630	4.65
チヨダ共栄会	1,395	3.98
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	1,096	3.13
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M L S C B R D	1,044	2.98
株式会社三井住友銀行	860	2.45
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O	739	2.11

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,543千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年2月28日現在)

	2011年7月発行 新株予約権	2012年7月発行 新株予約権	2013年7月発行 新株予約権
発行決議日	2011年7月8日	2012年6月28日	2013年6月25日
新株予約権の数	492個	348個	180個
目的となる株式の 種類と数	普通株式 49,200株	普通株式 34,800株	普通株式 18,000株
払込金額	1円	1円	1円
行使に際して出資 される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
権利行使期間	2011年8月1日から 2041年7月31日まで	2012年8月1日から 2042年7月31日まで	2013年8月1日から 2043年7月31日まで
役員の保有状況 ・取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 344個 目的となる株式数 34,400株 保有者数 1人	新株予約権の数 251個 目的となる株式数 25,100株 保有者数 1人	新株予約権の数 66個 目的となる株式数 6,600株 保有者数 2人

	2014年7月発行 新株予約権	2015年7月発行 新株予約権	2016年7月発行 新株予約権
発行決議日	2014年7月8日	2015年7月3日	2016年7月8日
新株予約権の数	167個	190個	265個
目的となる株式の 種類と数	普通株式 16,700株	普通株式 19,000株	普通株式 26,500株
払込金額	1円	1円	1円
行使に際して出資 される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
権利行使期間	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	2015年8月1日から 2045年7月31日まで	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
役員の保有状況 ・取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 61個 目的となる株式数 6,100株 保有者数 2人	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 2人

	2017年7月発行 新株予約権	2018年7月発行 新株予約権	2019年7月発行 新株予約権
発行決議日	2017年7月7日	2018年6月20日	2019年6月19日
新株予約権の数	215個	260個	350個
目的となる株式の 種類と数	普通株式 21,500株	普通株式 26,000株	普通株式 35,000株
払込金額	1円	1円	1円
行使に際して出資 される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
権利行使期間	2017年8月1日から 2047年7月31日まで	2018年8月1日から 2048年7月31日まで	2019年8月1日から 2049年7月31日まで
役員保有状況 ・取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 56個 目的となる株式数 5,600株 保有者数 2人	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2人

(注) 新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	舟 橋 政 男	(株)中央商事代表取締役社長、(有)大知取締役
代表取締役社長	町 野 雅 俊	店舗運営本部長
取 締 役	今 田 至	管理本部長兼総務部長兼法人営業部長
取 締 役	大 喜 多 利 一	商品統括本部長、チヨダ物産(株)取締役
取 締 役	井 上 裕 一 郎	企画財務本部長
取 締 役	杉 山 浩 一	(有)杉山マネージメント開発代表取締役
取 締 役	石 塚 愛	いちごアセットマネジメント(株)副社長パートナー
取 締 役	佐 藤 紀 雄	(株)トレンドソリューションズ顧問、 イーテクノロジー(株)顧問
常 勤 監 査 役	小 池 秀 一	チヨダ物産(株)監査役
監 査 役	山 中 雅 雄	ルネス総合法律事務所 弁護士、 システム・ロケーション(株)社外監査役、 トーセイ(株)社外取締役
監 査 役	宇 佐 美 豊	マネジメント・パワー・エクスチェンジ(株)代 表取締役、宇佐美公認会計士事務所所長、東 京海上プライベートリート投資法人監督役 員、芝浦機械(株)社外取締役、産業ファンド投 資法人監督役員

- (注) 1. 取締役杉山浩一氏、石塚愛氏及び佐藤紀雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山中雅雄氏及び宇佐美豊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山中雅雄氏は、弁護士として会社財務・法務に精通し、経営に関する高い見識を有しております。
4. 監査役宇佐美豊氏は、大手監査法人での多岐にわたる業務経験及び会計専門家としての高い見識を有しております。
5. 当社は、取締役杉山浩一氏、石塚愛氏及び佐藤紀雄氏、監査役山中雅雄氏及び宇佐美豊氏の5名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

② 当事業年度中の取締役の異動
退任

澤木祥二氏は、2022年5月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本的な方針を決議しております。取締役会は、取締役の個人別報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定に関する方針と整合していることや、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会にて決定されていることから、当該決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬の決定手続きは、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系として、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責、企業価値向上への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2006年5月25日開催の第59回定時株主総会において、取締役8名（うち社外取締役3名）について報酬限度額は年額216百万円以内（ただし、使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない）。また、監査役3名の報酬限度額は1989年5月25日の第42回定時株主総会において月額250万円以内と、それぞれ決議されております。

また、取締役（社外取締役は除く）については、2011年5月26日開催の第64回定時株主総会において、上記報酬とは別枠で株式報酬型ストック・オプションとして年額50百万円以内と決議され、同時に役員退職慰労金制度は廃止されております。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会より答申を受け、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長 町野雅俊氏が当該答申内容に従って決定する事に一任しております。委任した理由は当社の業績等を踏まえ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適切であると判断したためであります。

ニ．役員個人別の報酬等の内容についての決定の方針等

当指名報酬諮問委員会は、社外取締役が過半数を占めることが条件とされ、当事業年度におきましては、独立社外取締役を委員長とし、その他4名（内、社外取締役2名）の合計5名で構成されております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動金銭報酬としての賞与、及び中期計画を定める場合はその進捗として1年間の業績結果に対する株式報酬により構成し、報酬割合については、役位、職責、他社水準、社会情勢等を踏まえて、基本報酬を75～90%、業績連動報酬を25～10%を目安とします。株式報酬を考慮した個人別の報酬等の額に対する割合については、株式報酬に関する方針を決定した際に別途定めるものとします。

なお、それぞれの報酬等の決定方法は次のとおりであります。

基本報酬（金銭報酬）

月別の固定金銭報酬とし、役位、職責、業績指標の達成度、執行役員給与等従業員給与を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

業績連動報酬（金銭報酬）

社員の賞与支給日に準じ、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めるため、各事業年度の連結及び単体の収益性指標（売上高・営業利益）の目標値に対する進捗、企業価値向上への貢献度、及び社員の賞与支給乗率を考慮して決定するものとする。

非金銭報酬等（ストックオプション）

中期計画を定める場合に策定するものとする。

社外取締役の報酬に関しては、社外取締役は指名報酬諮問委員会の構成メンバーであることから、会長、社長の協議により決定します。

監査役の報酬に関しましては、監査役の協議により決定しております。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人数	報酬等の種類別の総額(百万円)				計
		基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等	
			賞与	業績連動報酬		
取締役	8	84	10	—	—	94
監査役	3	17	—	—	—	17
計	11	101	10	—	—	111

- (注) 1. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由は、前記ニ「役員の個人別の報酬等の内容についての決定の方針等」に記載のとおりです。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、前記ニ「役員の個人別の報酬等の内容についての決定の方針等」に記載のとおりです。なお、業績指標である売上高・営業利益の実績は、前記1.「企業集団の現況」に記載のとおりです。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。よって含まれておりません。
3. 当事業年度末現在取締役は8名（社外取締役3名が含まれ、うち1名は無報酬）であります。上記の支給員数には、2022年5月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した1名が含まれております。
4. 当事業年度末現在監査役は3名（社外監査役2名を含む）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役杉山浩一氏は、(有)杉山マネージメント開発代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役石塚愛氏は、いちごアセットマネジメント(株)副社長パートナーであります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役佐藤紀雄氏は、(株)トレンドソリューションズ顧問、イーテクノロジー(株)顧問であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役山中雅雄氏は、ルネス総合法律事務所の弁護士であり、また、システム・ロケーション(株)社外監査役、及びトーセイ(株)社外取締役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役宇佐美豊氏は、マネジメント・パワー・エクステンジ(株)代表取締役であり、また、宇佐美公認会計士事務所所長、及び東京海上プライベートルート投資法人監督役員、芝浦機械(株)社外取締役、産業ファンド投資法人監督役員であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 杉山浩一	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。 人事制度の導入や組織改革に関するコンサルティング、組織行動に関する各種企業研修の講師などの豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 石塚愛	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。 資本市場の専門家として、豊富な経験と知見に基づき、また、企業倫理とコーポレート・ガバナンスに対する見識から発言を行っております。
取締役 佐藤紀雄	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。 産業ITソリューション、IT基盤サービスにおける幅広い経験と実績を有しており、ITビジネスモデル変革に対する発言を行っております。
監査役 山中雅雄	当事業年度に開催された取締役会12回中11回、監査役会12回中11回に出席いたしました。 弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、専門的な見地から活発な発言を行っております。
監査役 宇佐美豊	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。監査役会12回すべてに出席いたしました。 公認会計士として、会計及び財務に関する豊富な経験と専門的知見から意見を述べるなど、様々な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) ・当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

・会計監査人の報酬等に対する同意理由について

監査役会は、代表取締役社長からの「監査報酬同意依頼書」及び会計監査人の「監査及び四半期レビュー計画説明書」に基づき、①監査業務の内容、②四半期レビューの手続き、③期末監査の実施、④内部統制報告書の検証等における作業手続き、見積り作業時間（人日）、及び単価等を検討した結果、妥当と判断いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 経営の基本方針

チヨダグループ各社は、企業倫理を確立し社会の信頼を得るために役職員が業務を行う上での具体的な行動基準として「チヨダグループ企業倫理規程」を定め、経営管理体制の確立に努めております。

2 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下で職務を執行するために、代表取締役社長をトップとし、取締役及び各部門の責任者で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
- ② 取締役及び使用人が法令、定款及び規程等に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報者保護を社内規程に定めております。

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。
- ② 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとしております。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理規程を制定しております。

- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告を行い、全社的なリスクを統括的に管理しております。平時においても各部門においては、その有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し、各部門のリスク管理の改善を行っております。
- ③ 取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定しております。
- ② 経営理念を基に策定される年度計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとしております。また、毎月作成される経営資料をチェックするとともに必要な対策を決定し実施しております。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務執行は、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限に則り職務を遂行することとし、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。
- ④ 企業経営及び業務に関して、経営判断上の参考とするため法律事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて専門的立場からのアドバイスを受ける体制を整えております。

6 当該会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社は「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し、グループ全体のコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めております。
- ② 当社の「関係会社管理規程」に基づき、担当取締役及び各部門の責任者はグループ会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
- ③ グループ内取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし、適切かつ公正を保持しております。

- 7 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、使用人を配置するものとしております。
 - ② 監査役 of 職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮監督下で職務を遂行するものとしております。
 - ③ 監査役 of 職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価・懲戒等については、事前に監査役会の同意を得て取締役会で決定するものとしております。
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する職務の執行状況を報告しております。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役に対して当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、並びに、内部監査の実施状況、内部通報の状況及びその内容、取締役の不正行為、重大な法令・定款違反行為について速やかに報告しております。
 - ③ 監査役は、いつでも、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができます。
- 9 その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、必要に応じて財務・経理部や内部監査室等に協力・補助を要請し、監査を実効的に行うことができます。
 - ② 監査役は、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されます。
- 10 反社会的勢力への対応
- 当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応に関する基本方針を定めるとともに、事案発生時の担当部署への報告及び対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には弁護士や警察等関連機関とも連携して毅然と対応していきます。

11 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 下請法、独占禁止法、及び景品表示法に対するコンプライアンス
弁護士事務所等と顧問契約を締結し、アドバイスを受ける体制を整えております。
また、違反行為の防止や早期発見など、定期的に役員及び従業員に研修を実施しております。
- 指名報酬諮問委員会の設置
社外取締役が過半数を構成する指名報酬諮問委員会において、取締役等の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図っております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	59,075	流動負債	23,569
現金及び預金	25,898	支払手形及び買掛金	3,713
受取手形及び売掛金	2,890	電子記録債務	15,385
商品	28,166	ファクタリング債務	16
前払費用	1,033	リース債務	273
その他	1,091	未払費用	1,922
貸倒引当金	△5	未払法人税等	541
固定資産	28,139	未払消費税等	192
有形固定資産	6,152	未払消費税等債権	11
建物及び構築物	1,516	賞与引当金	320
機械装置及び運搬具	0	店舗閉鎖損失引当金	16
工具、器具及び備品	290	リース資産減損	9
土地	4,144	資産除去債務	66
リース資産	183	その他	1,098
その他	17	固定負債	12,292
無形固定資産	5,110	リース債務	885
投資その他の資産	16,876	繰延税金負債	28
投資有価証券	1,431	退職給付に係る負債	8,514
長期預金	1,550	役員退職慰労引当金	7
敷金及び保証金	9,806	転貸損失引当金	65
繰延税金資産	3,880	長期預り保証金	519
その他	212	長期リース資産減損	27
貸倒引当金	△4	資産除去債務	2,151
資産合計	87,214	その他	93
		負債合計	35,861
		純資産の部	
		株主資本	49,743
		資本	6,893
		資本剰余金	7,489
		利益剰余金	42,375
		自己株式	△7,015
		その他の包括利益累計額	△38
		その他有価証券評価差額金	△16
		繰延ヘッジ損益	△31
		退職給付に係る調整累計額	10
		新株予約権	137
		非支配株主持分	1,510
		純資産合計	51,352
		負債純資産合計	87,214

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上	92,119
売上原価	49,954
販売費及び一般管理費	42,165
営業外収益	44,399
受取配当金	2,234
受取手配料	18
受取手数料	3
営業外費用	701
支不払引当金	68
経常損失	209
特別利益	1,001
固定資産売却益	8
店舗閉鎖引当金	559
違約金	4
受取補償金	136
特別損失	708
固定資産除却損	1,942
長期前払費用	2
店舗閉鎖引当金	7
リース解除金	5
税金等調整前当期純損失	50
法人税、住民税及び事業税	9
法人税等調整額	567
当期純損失	179
非支配株主に帰属する当期純損失	26
親会社株主に帰属する当期純損失	12
	10
	806
	2,682
	421
	△86
	3,017
	414
	2,602

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,893	7,488	46,009	△7,042	53,348
会計方針の変更による累積的影響額			△1		△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,893	7,488	46,008	△7,042	53,346
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,016		△1,016
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,602		△2,602
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				27	27
自己株式処分差損の振替			△12		△12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		1			1
連結会計年度中の変動額合計	－	1	△3,632	27	△3,603
当 期 末 残 高	6,893	7,489	42,375	△7,015	49,743

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△4	△0	30	25	159	1,921	55,455
会計方針の変更による累積的影響額						△1	△2
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4	△0	30	25	159	1,920	55,452
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,016
親会社株主に帰属する当期純損失							△2,602
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							27
自己株式処分差損の振替							△12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12	△31	△20	△63	△22	△410	△494
連結会計年度中の変動額合計	△12	△31	△20	△63	△22	△410	△4,099
当 期 末 残 高	△16	△31	10	△38	137	1,510	51,352

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-------------|-----------------------|
| イ. 連結子会社の数 | 2社 |
| ロ. 連結子会社の名称 | (株)マックハウス
チヨダ物産(株) |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

・商品

主に月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 3年～34年 |
| 工具、器具及び備品 | 5年～10年 |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転賃を決定した店舗等について、支払義務のある賃借料から転賃による賃貸料を控除した金額等その損失額を見積計上しております。

ホ. 転賃損失引当金

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に靴事業及び衣料品事業における商品の店頭販売によるものであり、これらの商品の販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、自社E Cサイト等の通信販売における収益は、商品の出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

ロ. 自社ポイントに係る収益認識

顧客への販売に伴って付与する自社ポイントは、顧客への販売とは別個の履行義務として識別し、顧客から受け取る対価を当該履行義務に配分したのち、顧客がポイントを行使した際に収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引
 - ハ. ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - ニ. ヘッジ有効性評価の方法
振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計1基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(ポイント制度に係る収益認識)

顧客への販売に伴って付与するポイントは、将来の使用見込みに基づく所要額を従来「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、顧客への販売とは別個の履行義務として識別し、顧客から受け取る対価を当該履行義務に配分したのち、顧客がポイントを行使した際に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	28,166百万円
商品の簿価の切り下げ額	1,401百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、主に月別総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、最終仕入日等から一定期間経過した商品については、期間の経過とともに収益性が低下するとの仮定に基づき、一定の評価ルールに従い帳簿価額を切り下げております。

なお、上記の見積り及び仮定は、市場環境の変化や消費者志向及び生活様式の変化等により影響を受けることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌連結会計年度に追加の棚卸資産評価損が発生する可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,152百万円	、	無形固定資産	5,110百万円
うち、店舗固定資産	9,198百万円	(靴事業8,652百万円 衣料品事業546百万円)		
減損損失	567百万円	(靴事業289百万円 衣料品事業278百万円)		

詳細は(連結損益計算書関係)※8 減損損失に関する注記に記載のとおりであります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

全国に多店舗展開しており、各店舗の運営においては、景気や個人消費動向、天候、立地等の外部経営環境の影響を受け、減損の兆候がある店舗が存在しています。各店舗の減損の兆候を把握するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す単位として店舗をグルーピングの最小単位とし、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合、閉鎖等の意思決定を行った場合等に、減損の兆候があると判断しております。減損の兆候があると判断した店舗については、割引前将来キャッシュ・フローの総額と各店舗の固定資産の帳簿価額の比較により減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額を当連結会計年度の減損損失として計上しております。これらの検討過程で利用される将来キャッシュ・フローについては、各店舗の直近1年間の店舗別損益実績を基礎とし、店舗の出店地域の経済環境を踏まえた売上高成長率等の各店舗に固有の仮定を加味しております。

なお、上記の見積り及び仮定は、市場環境の変化により影響を受けることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌連結会計年度に追加の減損損失が発生する可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,880百万円
--------	----------

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対しては「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュール等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、事業計画に含まれる重要な仮定は、1店舗当たり売上高や出退店店舗数、売上総利益率等であり、景気や個人消費の動向、新型コロナウイルス感染症の収束状況等に大きく影響を受けます。

なお、実際に発生した課税所得金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

15,478百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	38,609,996	—	—	38,609,996

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	3,556,584	597	14,100	3,543,081

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 597株は、単元未満様式の買取りによるものであります。
 2. 自己株式の株式数の減少 14,100株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年5月26日開催の第75回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 525百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月27日

ロ. 2022年10月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 490百万円
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2022年8月31日
- ・効力発生日 2022年11月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月25日開催予定の第76回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 490百万円
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2023年2月28日
- ・効力発生日 2023年5月26日

(4) 新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	ストックオプションとして の新株予約権	普通株式	121,400	－	14,100	107,300	137
連結子会社	ストックオプションとして の新株予約権	普通株式	14,700	－	14,700	－	－
合 計			136,100	－	28,800	107,300	137

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,417円44銭
 ② 1株当たり当期純損失 74円23銭

8. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗及び共用資産	建物及び構築物・工具、器具及び備品・リース資産・無形固定資産・その他	東京都他	567

当社及び連結子会社㈱マックハウスは、店舗（転貸資産等）をグルーピングの最小単位としており、本社設備等を共用資産としております。

当連結会計年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループ及び市場価格が著しく下落している資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、567百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その種類別の内訳は以下のとおりであります。

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	368
工具、器具及び備品	102
リース資産	23
無形固定資産	53
その他	20
合計	567

なお、資産グループの回収可能価額は、路線価等に基づき算定した正味売却価額と使用価値のいずれが高い価額によっております。将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が、マイナスであるため回収可能価額を零としております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、資金調達が必要な場合において主に銀行借入により調達しております。また余剰資金については、安全性及び流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、ファクタリング債務は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、主に満期保有目的の債券であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

連結子会社の外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引範囲内で、デリバティブ取引（為替予約）を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	25,898	25,898	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,890	2,890	—
(3) 投資有価証券	1,431	1,431	—
(4) 長期預金	1,550	1,452	△97
(5) 敷金及び保証金	9,806	9,767	△38
資産計	41,576	41,440	△136
(6) 支払手形及び買掛金	3,713	3,713	—
(7) 電子記録債務	15,385	15,385	—
(8) ファクタリング債務	16	16	—
(9) 未払費用	1,922	1,922	—
(10) 未払法人税等	541	541	—
(11) 未払消費税等	192	192	—
(12) リース債務（※）	1,159	1,156	△3
(13) 長期預り保証金	519	511	△7
負債計	23,451	23,441	△10
デリバティブ取引	△48	△48	—

（※）リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8) ファクタリング債務、(9) 未払費用、

(10) 未払法人税等、(11) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(12) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引	—	△48	—	△48

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期預金	—	1,452	—	1,452
敷金及び保証金	—	9,767	—	9,767
資産計	—	11,219	—	11,219
リース債務	—	1,156	—	1,156
長期預り保証金	—	511	—	511
負債計	—	1,668	—	1,668

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0
投資事業有限責任組合への出資	22

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、靴事業及び衣料品事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、靴の小売、靴の卸売及び衣料品の小売であります。

また、各事業の売上高は、靴事業73,676百万円、衣料品事業 18,443百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会社方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,566	流動負債	18,806
現金及び預金	22,550	電子記録債権	12,851
売掛金	2,526	買掛金	2,412
商品	23,643	未払金	262
貯蔵品	0	未払費用	553
前払費用	13	未払消費税等	1,470
その他当座預金	869	未払法人税等	388
固定資産	26,176	前払引当金	174
有形固定資産	5,463	前払引当金	189
建物	364	前払引当金	40
構築物	711	前払引当金	9
運搬具	13	前払引当金	264
備品	0	前払引当金	11
土地	211	前払引当金	64
建物	3,971	前払引当金	9
仮設	176	前払引当金	25
無形固定資産	15	前払引当金	76
借地権	5,001	前払引当金	9,791
ソフトウェア	3,341	前払引当金	865
その他	786	前払引当金	6,806
投資その他の資産	15,711	退職給付引当金	35
投資有価証券	1,423	長期前払引当金	401
関係会社株	1,177	長期前払引当金	0
出資	2	長期前払引当金	27
前払費用	53	長期前払引当金	1,560
繰延税金資産	3,834	長期前払引当金	93
長期預金	1,550	長期前払引当金	28,597
敷金及び保証金	7,560	長期前払引当金	48,023
その他当座預金	110	長期前払引当金	6,893
貸倒引当金	△1	長期前払引当金	7,486
資産合計	76,743	負債純資産合計	76,743
		株主資本	48,023
		資本金	6,893
		資本剰余金	7,486
		利益剰余金	40,658
		利益剰余金	845
		その他利益剰余金	39,813
		繰越利益剰余金	40,000
		繰越利益剰余金	△186
		自己株式	△7,015
		評価・換算差額等	△15
		その他の有価証券評価差額金	△15
		新株予約権	137
		純資産合計	48,145
		負債純資産合計	76,743

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上	73,676
販売費	40,679
営業費	32,996
受有受為投雑	34,638
支不転雑	1,641
特	
特	
当	
原価	8
総管理費	8
一般管理費	59
業務外取	454
取	50
取	7
取	11
取	133
取	5
取	344
取	4
取	35
取	2
取	5
取	50
取	8
取	289
取	179
取	6
取	7
取	246
取	△86
取	160
取	1,892
取	1,298
取	491
取	1,732
取	160
取	1,892

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株 主 資 本	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	6,893	7,486	7,486	845	40,000	2,734	43,580	△7,042	50,918
当期変動額									
剰余金の配当						△1,016	△1,016		△1,016
当期純損失						△1,892	△1,892		△1,892
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								27	27
自己株式処分 差損の振替						△12	△12		△12
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,921	△2,921	27	△2,894
当期末残高	6,893	7,486	7,486	845	40,000	△186	40,658	△7,015	48,023

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△3	△3	152	51,067
当期変動額				
剰余金の配当				△1,016
当期純損失				△1,892
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				27
自己株式処分 差損の振替				△12
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△11	△11	△15	△26
当期変動額合計	△11	△11	△15	△2,921
当期末残高	△15	△15	137	48,145

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

建物	20～34年
建物附属設備	3～24年
工具、器具及び備品	5～10年

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 定額法を採用しております。
- ④ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金 店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
また過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑤ 転貸損失引当金 店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転貸を決定した店舗等について、支払義務のある賃借料から転貸による賃貸料を控除した金額等その損失額を見積計上しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算金額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	23,643百万円
商品の簿価切り下げ額	1,238百万円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(1) 棚卸資産の評価」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	5,463百万円	無形固定資産	5,001百万円
うち、店舗固定資産	8,652百万円		
減損損失	289百万円		

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(2) 固定資産の減損損失」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,834百万円
--------	----------

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(3) 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計1基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(ポイント制度に係る収益認識)

顧客への販売に伴って付与するポイントは、将来の使用見込みに基づく所要額を従来「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、顧客への販売とは別個の履行義務として識別し、顧客から受け取る対価を当該履行義務に配分したのち、顧客がポイントを行使した際に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,447百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	1百万円
② 短期金銭債務	245百万円
③ 長期金銭債務	17百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引	5,029百万円
② 営業取引以外の取引高	71百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	3,556,584	597	14,100	3,543,081

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 597株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 自己株式の株式数の減少 14,100株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		43百万円
賞与引当金		80百万円
店舗閉鎖損失引当金		3百万円
未払事業所税		22百万円
棚卸資産評価損		337百万円
退職給付引当金		2,374百万円
貸倒引当金		2百万円
減価償却超過額		853百万円
土地減損損失		432百万円
リース資産減損勘定		11百万円
投資有価証券評価損		8百万円
転貸損失引当金		10百万円
資産除去債務		485百万円
株式報酬費用		42百万円
繰越欠損金		2,376百万円
その他有価証券評価差額金		25百万円
その他		181百万円
繰延税金資産小計		7,292百万円
評価性引当額		△3,400百万円
繰延税金資産合計		3,891百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△29百万円
その他		△27百万円
繰延税金負債合計		△56百万円
繰延税金資産の純額		3,834百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物 建物附属設備	202	135	66	0
合計	202	135	66	0

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	11百万円
1年超	49百万円
合計	60百万円
リース資産減損勘定の残高	36百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	12百万円
リース資産減損勘定の取崩額	9百万円
減価償却費相当額	3百万円
支払利息相当額	1百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱マックハウス	1,617	衣料品の 小売	60.7	商品の売上 店舗の賃貸等 役員の兼任	商品売上等 ※1	3	未収入金	—
						店舗の賃貸料等 ※2	25	流動資産 「その他」	1
								前受収益	2
								長期預り 保証金	17
子会社	チヨダ物産㈱	80	靴の卸売	100.0	当社グループの 商品の購入 役員の兼任 出向者の受入 出向者の派遣	商品の仕入 ※3	5,025	買掛金	239
						受取手数料 ※4	1	流動資産 「その他」	0
						出向者給与 ※5	3	流動資産 「その他」	—
						受入出向者給与 ※5	41	未払費用	3

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 商品の売上等については市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 店舗の賃貸料については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

※3. 商品の仕入及び備品の購入等については市場価格を勘案し、価格の交渉の上決定しております。

※4. 受取手数料については過去の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

※5. 出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れ及び派遣しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社	10	不動産の売買・交換・貸借業務	—	店舗の賃借	店舗の賃借料※1	9	前払費用	0
						敷金及び保証金の預託※2	—	敷金及び保証金	10

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 店舗の賃借料については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

※2. 店舗の賃借に係る敷金及び保証金については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,369円05銭 |
| ② 1株当たり当期純損失 | 53円97銭 |

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社チヨダ

取締役会

御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	見	寛	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉	江	俊	志	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チヨダの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チヨダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

株式会社チヨダ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 見 寛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 江 俊 志 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チヨダの2022年3月1日から2023年2月28日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役会における審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の社員等と意思疎通を図り、また、経営上の課題について社外取締役と定期的な意見交換を行い、連携の強化に取り組み、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役との面談を行い、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査につきましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人に対する監査評価表を作成し、期間中の監査状況について検証しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、コーポレートガバナンス強化の観点から、今後も継続的な内部統制システムの整備、運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大については、これを深刻な外部要因の課題としてとらえ感染拡大防止や感染者発生の影響最小化のため、様々な施策を進めていることを確認しております。また、業績への直近及び、中長期的な影響の見極めとその対策、さらにはこの事態が収束した後の当事業環境にもたらされる変化に適応していくための施策が行われていくことを監査役会として注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月26日

株式会社チヨダ 監査役会

常勤監査役	小池秀一	ⓐ
社外監査役	山中雅雄	ⓑ
社外監査役	宇佐美豊	ⓒ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、長期安定的に充実した利益還元を行うという方針のもと、今後の事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり、普通配当14円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、490,936,810円となります。
なお、昨年11月に中間配当として1株につき14円をお支払いいたしておりますので、期を通じましては、1株につき28円の配当となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了になります。

つきましては、経営体制の強化と取締役の監督機能が行えるように、6名の再任と新任3名、計9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	町野 雅俊 (1958年12月1日生)	1991年10月 当社入社 2016年6月 当社中部地区本部長 2017年3月 当社グローバルブランド統括部長 2018年2月 当社関東営業本部長 2020年6月 当社執行役員 関東地区店舗運営本部長 2021年5月 当社代表取締役社長就任 兼店舗運営本部長（現任）	888株
		(取締役候補者とした理由) 町野雅俊氏は、当社入社以来、長年営業部門の職務に携わり、地区営業本部や仕入部門の責任者を務め、店舗運営や商品施策に関して豊富な経験と知見を有し、その経験と知見は、当社グループの更なる成長と企業価値向上のために必要であることから、引き続き取締役候補者となりました。	
2	今田 至 (1959年2月21日生)	2010年3月 当社入社 2010年6月 当社管理部長 2013年5月 当社取締役管理部長 2015年5月 当社人事総務部長兼IT統括室長兼 店舗開発部担当 2016年5月 当社管理本部副本部長 2019年4月 当社管理本部長兼人事総務部長兼 店舗開発部管掌 2020年5月 当社常務取締役戦略本部長就任 2021年5月 当社取締役管理本部長 兼総務部長 2022年5月 当社取締役管理本部長 兼総務部長兼法人営業部長（現任）	1,000株
		(取締役候補者とした理由) 今田至氏は、当社入社以来管理部門に従事し、部門長を経て2013年5月に取締役に就任しています。取締役就任後は経営全体に関する知見を広めるとともに、管理部門全般及び店舗開発に関する強化改革に取り組んでおり新たな法人営業の立ち上げにも尽力しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
3	おお き た り いち 大 喜 多 利 一 (1957年 7 月 5 日生)	1974年 9 月 当社入社 2013年 1 月 当社北海道東北地区本部長 2018年 6 月 当社北海道地区本部長 2019年 7 月 当社執行役員 グローバル統括部長 2021年 5 月 当社取締役商品統括本部長 (現任)	961株
		(取締役候補者とした理由) 大喜多利一氏は、当社入社以来、仕入部門や地区営業本部の責任者として、商品施策や店舗運営に関する豊富な経験と知見を有し、その経験と知見は、当社グループの更なる成長と企業価値向上のために必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	
4	いの う え ゆう いち ろう 井 上 裕 一 郎 (1969年 4 月 12日生)	2014年 5 月 当社入社 2014年 6 月 当社広報・I R室長 2018年 2 月 当社経営企画室長 2019年 3 月 当社経理部長 2019年 4 月 当社財務本部経理部長兼経営企画室長 2021年 6 月 当社執行役員 経営企画室兼広報・I R室長 2022年 5 月 当社取締役企画財務本部長 (現任)	800株
		(取締役候補者とした理由) 井上裕一郎氏は、当社入社以来、広報・I R室、経理部、財務部門を経て、広報・I R室長、経営企画室長を務め、経営企画に関する豊富な経験と知見を有し、その経験と知見は、当社グループの更なる成長と企業価値向上のために必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	新任 ふな ぼし こう じ 舟橋 浩 司 (1962年5月22日生)	<p>1985年4月 ㈱博報堂入社 1990年6月 当社入社 1999年5月 当社取締役 2001年5月 ㈱マックハウス常務取締役営業部長 2003年5月 同社専務取締役営業本部長 2009年5月 同社代表取締役社長就任 2013年5月 当社代表取締役社長就任 2019年3月 当社代表取締役社長退任 2020年5月 ㈱マックハウス取締役相談役 2021年5月 同社取締役会長 2022年6月 当社上席顧問 (現任) 2023年4月 ㈱マックハウス代表取締役会長兼社長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 舟橋浩司氏は、当社グループの事業及び会社経営としての豊富な見識・専門性・能力を十分に有しており、企業の中長期的な戦略の実現に向け、更なる持続的成長を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	323,785株
6	き とう のり お 雄 佐藤 紀 雄 (1962年2月11日生)	<p>1980年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 入行 2002年1月 ㈱UFJ銀行 (現㈱三菱UFJ銀行) 上席調査役 2006年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 (現㈱三菱UFJ銀行) 上席調査役 2010年6月 ㈱三菱UFJインフォメーションテクノロジー取締役執行役員 2013年12月 ㈱野村総合研究所入社 2016年4月 同社IT基盤イノベーション事業本部グローバルIT基盤推進部部長 2018年4月 同社金融ソリューション事業本部統括部長 2021年5月 当社社外取締役 (現任) 2021年5月 東京デジタルアイディアーズ(㈱エグゼクティブパートナー 2022年3月 ㈱トレンドソリューションズ顧問 (現任) イーテクノロジー(㈱顧問 (現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 佐藤紀雄氏は、産業ITソリューション、IT基盤サービスにおける幅広い経験と実績を有しております。その経験を通じて当社の成長と企業価値の更なる向上を図るため、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、上記の理由からビジネスモデルの変革の役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	-株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
7	新任 井 脇 修 (1957年8月17日生)	<p>1981年4月 三菱商事㈱入社 アパレル部営業職</p> <p>2004年3月 ㈱ライフギアコーポレーション取締役就任</p> <p>2016年7月 外与㈱取締役COO</p> <p>2018年4月 ㈱アイサーパス代表取締役社長 (現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>井脇修氏は、長年培ってきた靴・繊維・アパレル等の専門知識を有しており、幅広い業務マネジメントの経験があることから、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を新たに社外取締役候補者といいたしました。なお、上記の理由から、業界見識者としての立場で役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	一株
8	新任 ほりのうちしんたろう 堀之内 慎太郎 (1980年12月17日生)	<p>2005年4月 ㈱野村総合研究所入社</p> <p>2007年9月 ゴールドマン・サックス証券㈱入社</p> <p>2010年10月 ㈱産業革新機構入社</p> <p>2013年3月 いちごアセットマネジメント㈱入社</p> <p>2016年5月 いちご不動産投資顧問㈱ (現いちご投資顧問㈱) 社外取締役</p> <p>2022年11月 いちごアセットマネジメント・インターナショナル執行役員 (現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>堀之内慎太郎氏は、企業分析や市場調査に精通しており、企業価値向上取り組みの経験と実績があることから、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を新たに社外取締役候補者といいたしました。なお、上記の理由から、資本市場の専門的な立場で役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	新任 やまもと きえい 山本 貴英 (1973年2月7日生)	<p>1995年4月 伊藤忠商事(株)入社 アパレル部門</p> <p>1998年1月 日本ヘラルド映画(株)入社</p> <p>2003年7月 同社取締役</p> <p>2005年7月 ブーズ・アレン・ハミルトン(株)入社</p> <p>2011年9月 パーバリー・ジャパン(株)入社</p> <p>2013年11月 プレイン・アンド・キャピタル・ホールディングス(株)入社</p> <p>2016年8月 B A Cソリューションズ(株)入社</p> <p>同社取締役</p> <p>2020年7月 P w Cコンサルティング合同会社入社</p> <p>2022年3月 フロンティア・マネジメント(株)入社</p> <p>経営執行支援部門マネージング・ディレクター (現任)</p>	-株
		<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>山本貴英氏は、小売・消費財業界に対して多くのコンサル経験があり、事業再生の実績があることから、当社の社外取締役に相応しいと判断して同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、上記の理由から、客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>	

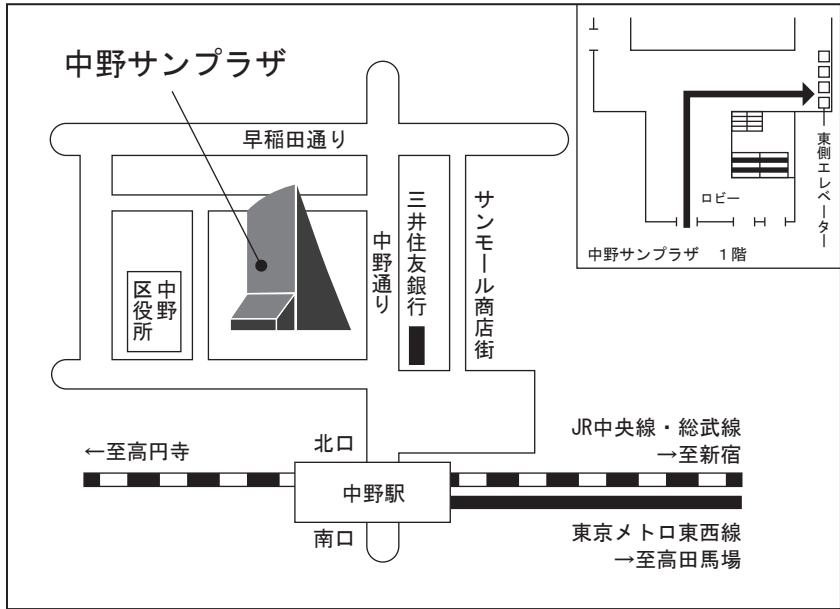
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤紀雄及び井脇修、堀之内慎太郎、山本貴英の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐藤紀雄氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 井脇修、堀之内慎太郎、山本貴英の3氏は、本議案が承認可決された場合、東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
5. 佐藤紀雄氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、佐藤紀雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 井脇修、堀之内慎太郎、山本貴英の3氏は、本議案が承認可決された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務執行に起因する責任追及に係る請求等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中野区中野四丁目1番1号 中野サンプラザ14階
クレセントルーム

交通機関 中野駅（JR中央線・総武線・東京メトロ東西線）北口より徒歩
約1分



◎駐車場がございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。